

# 桶川市公共下水道事業会計 業務状況説明書

令和元年度

下半期

(10月～3月)

## 1. 事業の概要

### (1) 総括事項

公共下水道は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全など広範な機能を有する基幹的な施設のひとつであり、この整備を市政の大きな柱として、昭和48年より積極的に取り組んできております。一部供用開始から39年を経過し、逐次整備面積も拡大されてきており、令和元年度末の污水管整備面積は794.36haとなっております。しかしながら、その整備計画達成には莫大な経費と期間を要し、短期間のうちに達成することは困難な事業でもあります。

令和2年度の主な事業は、雨水管渠工事（L＝49.5m）、及び污水管渠工事（L＝820.4m）を進めるとともに、既存の公共下水道施設の維持管理の実施を予定しております。

### (2) 業務量

自 平成31年 4月 1日  
至 令和 2年 3月 31日

区 分 項 目	当 期 状 況	前年同期状況	前年同期との比較	
			増 減	比 率
行政区域内人口 (人)	75,286	—	—	—
処理区域内人口 (人)	61,004	—	—	—
水洗化人口 (人)	57,100	—	—	—
普及率 (%)	81.0	—	—	—
水洗化率 (%)	93.6	—	—	—
污水处理水量 (m <sup>3</sup> )	7,978,052	—	—	—
一日平均污水处理水量 (m <sup>3</sup> )	21,857	—	—	—
有収水量 (m <sup>3</sup> )	5,748,360	—	—	—
有収率 (%)	72.1	—	—	—

(注) 地方公営企業法適用初年度のため、当期状況の欄のみ記載。

## 2. 経理の状況

### 収益的収入及び支出

収入		(単位 円)	
科 目	予 算 現 額	執 行 済 額	執 行 率
下水道事業収益	1,617,438,000	1,640,292,338	101.41%
営業収益	661,943,000	661,411,101	99.92%
営業外収益	955,495,000	978,881,237	102.45%

支出		(単位 円)	
科 目	予 算 現 額	執 行 済 額	執 行 率
下水道事業費用	1,617,438,000	1,614,025,217	99.79%
営業費用	1,473,372,000	1,474,102,026	100.05%
営業外費用	133,611,000	130,186,215	97.44%
特別損失	9,737,000	9,736,976	99.99%
予備費	718,000	0	0.00%

### 資本的収入及び支出

収入		(単位 円)	
科 目	予 算 現 額	執 行 済 額	執 行 率
資本的収入	642,691,000	595,326,368	92.63%
企業債	190,500,000	169,900,000	89.19%
負担金等	206,211,000	156,316,410	75.80%
補助金	233,147,000	260,260,182	111.63%
基金繰入金	8,133,000	8,136,176	100.04%
長期貸付金償還金	4,700,000	713,600	15.18%

支出		(単位 円)	
科 目	予 算 現 額	執 行 済 額	執 行 率
資本的支出	813,169,000	785,657,133	96.62%
建設改良費	299,799,000	277,089,076	92.42%
企業債償還金	508,553,000	507,852,024	99.86%
長期貸付金	4,700,000	713,600	15.18%
その他資本的支出	100,000	0	0.00%
基金繰入金	17,000	2,433	14.31%

### 3. 予算の概要及び事業の経営方針

#### 令和2年度桶川市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度桶川市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	68,500人
(2) 年間処理水量	11,461,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	31,400m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 管路建設改良費	225,958千円
ロ 荒川左岸北部流域下水道事業負担金	82,022千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 下水道事業収益	1,593,378千円
第1項 営業収益	683,010千円
第2項 営業外収益	910,368千円

支 出

第1款 下水道事業費用	1, 593, 378	千円
第1項 営業費用	1, 475, 882	千円
第2項 営業外費用	116, 496	千円
第3項 予備費	1, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額160, 657千円は、当年度分損益勘定留保資金160, 657千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	654, 529	千円
第1項 企業債	230, 600	千円
第2項 負担金等	234, 134	千円
第3項 補助金	186, 125	千円
第4項 長期貸付金償還金	3, 670	千円

支 出

第1款 資本的支出	815, 186	千円
第1項 建設改良費	307, 980	千円
第2項 固定資産購入費	250	千円
第3項 企業債償還金	503, 186	千円
第4項 長期貸付金	3, 670	千円
第5項 その他資本的支出	100	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
桶川市水洗便所改造資金融資あつせん規則に基づき、融資あつせんを受けた者が銀行等から借り受けた資金に対する損失補償	令和2年度から完済の年度まで	元金及び利子に対する損失補償額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 148,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
荒川左岸北部流域下水道事業	82,000	同上	同上	同上
計	230,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

77,544千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、209,222千円である。